

国富町告示第33号

平成30年国富町議会第2回定例会を次のとおり招集する

平成30年6月11日

国富町長 中別府尚文

1 期 日 平成30年6月15日

2 場 所 国富町議会議場

---

○開会日に応招した議員

橋詰賀代子君	山内 千秋君
武田 幹夫君	緒方 良美君
近藤 智子君	宮田 孝夫君
飯干 富生君	津江 一秀君
河野 憲次君	福元 義輝君
横山 逸男君	渡辺 静男君
水元 正満君	

---

○6月19日に応招した議員

同上

---

○6月20日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

平成30年 第2回(定例)国富町議会会議録(第1日)

平成30年6月15日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

平成30年6月15日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第1号 平成29年度国富町一般会計繰越明許費の報告について
- 日程第4 議案第27号 平成30年度国富町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第5 議案第28号 平成30年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第6 議案第29号 国富町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第30号 災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第31号 国富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第32号 国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第33号 工事請負契約〔平成30年度国富町公共下水道事業前処理施設建設工事〕の締結について
- 日程第11 議案第34号 町道の認定について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第1号 平成29年度国富町一般会計繰越明許費の報告について
- 日程第4 議案第27号 平成30年度国富町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第5 議案第28号 平成30年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第6 議案第29号 国富町税条例等の一部を改正する条例について

- 日程第7 議案第30号 災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第31号 国富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第32号 国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第33号 工事請負契約〔平成30年度国富町公共下水道事業前処理施設建設工事〕の締結について
- 日程第11 議案第34号 町道の認定について

出席議員（13名）

1番 橋詰賀代子君	2番 山内 千秋君
3番 武田 幹夫君	4番 緒方 良美君
5番 近藤 智子君	6番 宮田 孝夫君
7番 飯干 富生君	8番 津江 一秀君
9番 河野 憲次君	10番 福元 義輝君
11番 横山 逸男君	12番 渡辺 静男君
13番 水元 正満君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 児玉 和弘君                      主幹兼議事調査係長 垣内 圭君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中別府尚文君	副町長 ……………	中山 隆君
教育長 ……………	豊田 暎光君	総務課長 ……………	横山 秀樹君
企画政策課長 ……………	瀬尾 孝徳君	財政課長 ……………	横山 幸寿君
税務課長 ……………	斉藤 義見君	町民生活課長 ……………	渡辺 勝広君
福祉課長 ……………	重山 康浩君	保健介護課長 ……………	坂本 浩二君
農林振興課長 ……………	中山 秀雄君	農地整備課長 ……………	長嶺 善行君

都市建設課長 …………… 武田 孝章君      上下水道課長 …………… 大南 一男君  
会計管理者兼会計課長 …………… 細田 光広君  
教育総務課長 …………… 大矢 雄二君      社会教育課長 …………… 松岡 徳君  
学校給食共同調理場所長 …………… 中島 達晃君  
監査委員 …………… 山口 孝君

---

午前9時28分開会

○議長（水元 正満君） おはようございます。開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

せんだって、全国町村議長研修会が開催されました。

今、全国的に地方議員のなり手不足の解消のためということで、総務省が設置した「町村議会のあり方に関する研究会」の報告等がなされました。

報告の中では、議会の提起として、少数の専門的議員による議会構成あるいは生活給水準の議員報酬をアップする「集中専門型」、いろんな提案がなされております。全国的に、議員報酬を上げ、若い人材を議会に取り込むというような動きが出ておるようであります。

しかしながら、議員の兼業禁止の緩和や公営選挙の拡充などの問題については、検討された経緯が見当たらないという批判的な論評もなされました。

我々議会も、先進地視察や全員協議会で研修を行い、議会改革に取り組んでいますが、さらなる議会活性化に向け、研さんしていかなくやならないと痛感をいたした次第であります。

また、最近よく新聞等で国富町が多く取り上げられることがあります。今月に入ってから、宮日、「ぶらりめぐり旅」では、木脇の小学校・中学校校区とが活発な活動が報道され、また最近では本庄高校が高校総体に、部活が復活して参加した話、また昨日の地方統合版では、県内に5つぐらいのニュースがあった中で、国富町に関する議題が2つ載っておりました。非常にいいことだなと思っております。今後とも、こうした元気のある国富づくりのために、私たちも一緒に行動していかなくやならないと深く思った次第であります。

それでは、第2回定例会には、町長提出議案といたしまして報告が1件、補正予算が2件、条例関係が4件、工事請負契約が1件、町道認定が1件の合計9件のほか、一般質問には4名の議員が通告されております。

なお、議事の進行に当たりましては、効率的な運営ができますよう、議員並びに執行部の皆様には御協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、平成30年第2回定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しておりますので、平成30年国富町議会第2回定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（水元 正満君） 日程第1、会議録の署名議員を指名します。

今期定例会の会議録署名議員は、国富町議会会議規則第122条の規定により、宮田孝夫君、横山逸男君を指名をいたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（水元 正満君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、議会運営委員会の決定のとおり、本日から6月20日までの6日間にしたいと思います。これに異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月20日までの6日間に決定をいたしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（水元 正満君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、町長から、報告第1号について報告をお願いいたします。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、ただいま議題となりました報告第1号について御報告いたします。

報告第1号「平成29年度国富町一般会計繰越明許費の報告について」は、国の補正予算に伴う、地籍調査測量委託料のほか、畜産競争力強化整備事業費補助金、田尻谷ノ口線災害復旧工事を30年度に繰り越して実施するものであります。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

○議長（水元 正満君） 次に、議会諸般の政務については、別紙報告書のとおりでありますので、御了承ください。

次に、今期定例会に受理した陳情は、会議規則第91条の規定によって、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所轄の常任委員会に付託することになりましたので、報告をいたします。

日程第4. 議案第27号

日程第5. 議案第28号

日程第6. 議案第29号

日程第7. 議案第30号

日程第8. 議案第31号

日程第9. 議案第32号

日程第10. 議案第33号

日程第11. 議案第34号

○議長（水元 正満君） 日程第4、議案第27号から日程第11、議案第34号までの8件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） ただいま議題となりました、議案第27号から議案第34号までを一括して御説明いたします。

まず、議案第27号「平成30年度国富町一般会計補正予算（第1号）について」は、国・県の制度事業及び町単独事業の追加補正を行うもので、補正額は1億282万2,000円で、補正後の予算規模は81億8,982万2,000円となります。

以下、その主なものについて、概要を御説明いたします。

国・県の制度事業では、防災・安全社会資本整備交付金の採択による町道舗装補修工事及び嵐田尻線法面補修事業、自然災害防止急傾斜地崩壊対策事業採択による大平原地区測量設計委託費を追加するほか、県単独事業で採択された農業団体への農業機械導入費用等の補助金を計上しております。

また、町単独事業では、町道向高須志田線の横断暗渠改修に係る測量設計委託費を計上しております。

以上、今回の補正の概要を申し上げましたが、これに充てる財源は、国庫支出金3,993万円、町債3,930万円、地方交付税1,290万5,000円などを見込んでおります。

次に、議案第28号「平成30年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」は、被保険者の税負担軽減を図るため、国民健康保険税を4,969万4,000円減額するほか、前年度療養給付費等負担金返還金の増額を主に行うものであります。補正額は5,099万6,000円で、補正後の予算規模は27億8,939万6,000円となります。

次に、議案第29号「国富町税条例等の一部を改正する条例について」は、第1に、町民税について、非課税の所得要件の見直しと基礎控除額、調整控除額の適用に所得要件を創設する改正。第2に、町たばこ税の税率を引き上げる改正。第3に、中小企業が生産性を上げるために行った

一定の設備投資について、固定資産税を減免する特例を創設する改正などがあります。

次に、議案第30号「災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例について」は、地方税法の改正に伴い、関係条文の改正を行うものであります。

次に、議案第31号「国富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の改正に伴い、放課後児童支援員の基礎資格の拡大を図るため、関係条文の改正を行うものであります。

次に、議案第32号「国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、国民健康保険税の算定基礎となる課税所得金額、固定資産税額、被保険者数及び世帯数の確定に伴い、関係条文の改正を行うものであります。

次に、議案第33号「工事請負契約〔平成30年度国富町公共下水道事業前処理施設建設工事〕の締結について」は、株式会社九電工と三井E&S環境エンジニアリング株式会社を指名し、競争入札をしました結果、消費税込みの7億7,976万円で株式会社九電工が落札いたしました。

したがって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、提案するものであります。

次に、議案第34号「町道の認定について」は、団地造成により新設され、所有者から寄附を受けた道路を、新たに町道として認定するものであります。

以上、概要を御説明いたしました。補足説明の必要なものにつきましては、主管課長に説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（水元 正満君） それでは、補足説明を求めます。横山財政課長。

○財政課長（横山 幸寿君） それでは、議案第27号「平成30年度国富町一般会計補正予算（第1号）」につきまして、補足説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

1ページの、第1条におきまして、今回の補正額は1億282万2,000円を追加するものであります。第2条の地方債の補正については、5ページに掲載しております。

それでは、5ページをお願いいたします。

第2表地方債補正については、まず1の追加については、採択された県単の急傾斜地崩壊対策事業の補助裏の財源として、町債を追加するものです。

2の変更の道路橋梁整備事業については、採択された防災・安全社会資本整備交付金で追加する舗装補修工事及び町道嵐田田尻線法面補修事業の補助裏分の財源として、町債を追加するものです。

それでは、事項別明細書の歳入15ページをお願いいたします。

まず初めに、10款地方交付税は、今回の補正予算に要します一般財源の必要額を計上しております。

次の、14款国庫支出金の土木費補助金の防災・安全社会資本整備交付金については、町道の舗装補修工事及び嵐田田尻線法面補修事業に係る補助金として追加採択されたものです。

15款県支出金の県補助金、農業費補助金は、3つの事業の補助金を計上しておりますが、県の単独事業として、農業団体の農業機械導入費用等に係る補助金が採択されたもので、上から、「大地に絵を描く」高効率生産集団支援事業費補助金は、十日町地区水稻生産組合のもみすり機導入に係る補助金です。

次の、「みやぎきの花」グローバル化推進事業費補助金は、花卉——花ですね。花卉振興研究会による菊生産ハウスのLED照明電球の設置及びJA宮崎中央菊部会が菊の生育実証用として設置する炭酸ガス発生装置に係る補助金です。

次の、未来を開く産地経営体育成事業費補助金は、農業法人のハウレンソウ収穫機導入に係る補助金です。

次の、土木費補助金の自然災害防止急傾斜地崩壊対策事業補助金は、県単事業で採択された大平原地区急傾斜地崩壊対策事業に係る補助金です。

20款諸収入の雑入のコミュニティー助成事業補助金は、一般財団法人自治総合センターが運営するコミュニティー助成事業に、2地区の公民館備品購入費が採択されたもので、交付決定額を計上しております。

ページをめくっていただきまして、21款町債につきましては、先ほど5ページで、地方債補正のところで説明したとおりであります。

それでは、事項別明細書の歳出19ページをお願いいたします。

なお、歳入で説明したものについては、説明を省かせていただきます。

2款総務費の戸籍住民基本台帳費の4節共済費と7節賃金は、産休職員の代替臨時職員の共済費及び賃金です。

20ページをお願いいたします。

7款土木費の1目道路橋梁総務費の「道づくりを考える女性の会」交流会補助金は、県内で毎年開催されている同交流会が、今年度は国富町で開催されるため、その費用の一部を補助するものです。

2目道路維持費の13節測量設計委託料については、採択された嵐田田尻線法面補修工事に係る測量設計及び町単独事業で実施予定の町道向高須志田線の横断暗渠改修に係る測量設計委託費を計上しております。この町単の横断暗渠の改修では、一部、用地買収が必要でありますので、



17節の公有財産購入費で道路用地購入費を計上しております。また、15節工事請負費の舗装補修工事2路線と、法面補修工事1路線については、箇所表を議会資料に載せておりますので、御参照ください。

最後に、9款教育費の4目文化振興費の修繕料は、総合文化会館2階に雨漏りが発生したため、防水補修費用を計上しております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（水元 正満君） 次に、斉藤税務課長。

○税務課長（斉藤 義見君） それでは、議案第29号「国富町税条例等の一部を改正する条例について」、補足説明をいたします。

新旧対照表を準備いただけますか。

お手元の資料、新旧対照表です、その資料の2ページをお願いいたします。

2ページ、第23条につきましては、法律改正に合わせて規定の整備を行うものでございます。

3ページをお開きください。

3ページ、第24条第1項第2号につきましては、障害者、それから未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件を125万円から135万円、10万円引き上げるものでございます。これは、平成33年1月1日の施行となります。

同条第2項につきましては、均等割非課税限度額を現行より10万円引き上げるものでございます。これも、平成33年1月1日の施行となります。

その下の第34条の2につきましては、前年の合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者につきましては、基礎控除の適用がなくなる改正でございます。これも、平成33年1月1日の施行となります。

4ページをお開きください。

4ページ、34条の6につきましては、前年の合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者について、調整控除の適用がなくなるものでございます。これも、平成33年1月1日の施行となります。

ちなみに、調整控除というのは、所得税と住民税の控除額の差が出てきますので、その差を勘案して、税額を減少させるものでございます。

続きまして、5ページをお開きください。

5ページ、第36条の2、めくりまして6ページ、第48条につきましては、法律改正に合わせて規定の整備を行うものでございます。

7ページをお願いいたします。

7ページ、第92条につきましては、製造たばこの区分に、加熱式たばこですね、「アイコ

ス」とかいうものがありますけれども、これを新たに創設する改正でございます。これは、平成30年10月1日の施行となります。

それから、93条の2につきましては、加熱式たばこを製造たばことみなす規定を新設するものでございます。これも、30年10月1日の施行となります。

8ページをお願いいたします。

8ページ、第94条につきましては、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、規定の整備を行うものでございます。これも、30年の10月1日の施行となります。

少し飛びまして、11ページをお願いいたします。

11ページ、第95条につきましては、たばこ税の税率が、1,000本につきまして現在5,262円でございますけれども、これを5,692円に引き上げられるものでございます。これも、30年10月1日の施行となります。

それから、その下の96条、98条につきましては、法律改正に合わせまして規定の整備を行うものでございます。

12ページをお願いいたします。

附則5条につきましては、所得割の非課税限度額を現行より10万円引き上げるものでございます。これにつきましては、平成33年の1月1日の施行となります。

13ページをお開きください。

13ページ、附則第10条の2につきましては、町が作成した計画に基づき、中小企業が行った一定の先端設備投資について、3年間、固定資産税を減免するものであります。

その下の附則17条の2は、条ずれの対応となっております。

15ページをお開きください。

15ページ、第94条につきましては、加熱式たばこの紙巻きたばこの本数への換算方法の変更であります。これは、平成31年10月1日の施行となります。

その下の附則第10条の2は、条ずれの対応となります。

17ページをお開きください。

17ページ、第94条につきましては、先ほどもありましたけれども、加熱式たばこの紙巻きたばこの本数への換算方法の変更であります。これは、平成32年の10月1日の施行となるものです。

18ページをお願いいたします。

第95条につきましては、たばこ税の税率を、1,000本につき5,692円から6,122円に引き上げるものです。これも先ほどもありましたけれども、段階的に引き上げていきますので、これは32年10月1日からの施行となります。

19ページをお願いいたします。

同じように、第94条につきましては、先ほどもありました、加熱式たばこの紙巻きたばこの本数への換算方法の変更であります。これが、3段階になりますけれども、平成33年の10月1日の施行となります。

20ページをお願いいたします。

これも、先ほどもありました、たばこ税の税率ですね。これを、1,000本につき6,122円から6,552円に引き上げるものでございます。これも3段階目、段階的に上げていくということで、平成33年の10月1日の施行となります。

21ページをお願いいたします。

21ページについては、第93条の2、それから22ページ、94条につきましては、第94条第3項第1号が削除になるために、改正するものでございます。これは、平成34年10月1日の施行となります。

24ページをお開きください、ちょっと飛びますけれども。

第6条につきましては、平成27年度、条例第22号で、旧三級品の紙巻きたばこの税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を、平成31年9月30日まで延長する改正となります。これは、平成30年10月1日からの施行となります。

たばこ関係につきまして、今いろいろ改正が多くあっております。これは、段階的にさまざまな改正がなされておりますけれども、加熱式たばこの税額が今の紙巻きたばこの税額に比べて安いために、紙巻きたばこ同水準の税額になるよう、段階的に条例を改正していくものでございます。

31ページをお開きください。ちょっと飛びます。

これは、議案第32号「国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の補足説明となります。

国民健康保険税の算定の基礎となる課税所得額、それから固定資産税額、被保険者数及び世帯数が確定したことに伴い、関係条文の税率の改正を行うものでございます。

国民健康保険税につきましては、まず基礎課税分、医療費に当たりますが、それと後期高齢者支援金等課税分、それから介護納付金課税分と、3つで構成されております。

今年度の税率につきましては、県が算定した納付金を確保できる税率としておりますけれども、基礎課税分については、繰越金等により、被保険者の税負担の軽減をし、決定しております。

それでは、まず31ページの3条、これにつきましては、基礎課税分のうち、前年度の所得金額に応じて課税される所得割額の改正となります。100分の5.73を100分の5.68にするものでございます。

続きまして、第4条は、本年度分の固定資産税額に応じて課税される資産割額の改正となります。

次に、第5条は、世帯の被保険者数に応じて課税される被保険者均等割の改正となります。

32ページをお願いいたします。

一番上のほうの第5条の2ですけれども、これは、1世帯当たりに課税される世帯別平等割額の改正となります。基礎課税分、医療費にあたるものですが、医療費が前年と比べて減少していること等から、税率を前年度と比べて引き下げております。

真ん中より下ほどの6条ですけれども、これにつきましては、後期高齢者支援金等課税分の所得割、7条につきましては資産割、7条の2は被保険者均等割額となります。

下の、次のページの33ページをお願いいたします。

7条の3は、世帯別平等割額の改正となります。後期高齢者等支援金等分につきましては、前年度より県への納付額が減少していることにより、引き下げております。

その下ですけれども、第8条、これは介護納付金分の所得割額、第9条が資産割額、第9条の2は被保険者均等割額、第9条の3は世帯別平等割額のそれぞれの改正となります。介護納付金課税分につきましては、前年度より県の納付額が減少していますけれども、被保険者数が189人ほど減少、世帯数も減少しているということで、資産割額、均等割額、平等割額についてはそれぞれ引き上げております。しかし、所得割額につきましては、課税所得が増加しているので、逆に引き下げる改正となっております。

34ページをお願いいたします。

第23条は、所得金額に応じた国民健康保険税の被保険者均等割額と世帯別平等割額の軽減についての規定でございます。

軽減については7割軽減、5割軽減、2割軽減がありますけれども、第1号が7割軽減の規定で、所得金額が33万円を超えない世帯が対象となります。

まず、「ア」及び「イ」につきましては基礎課税額の軽減額、「ウ」、「エ」につきましては後期高齢者支援金等課税額の軽減額、「オ」及び「カ」は介護納付金税額の軽減額のそれぞれの改正となっております。

35ページをお願いいたします。

同じように、35ページにつきましては、第2号は、今度は5割軽減の規定でございます。所得金額が33万円に、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につきまして、27万円から前回改正しておりますけど、27万5,000円を加算した金額を超えない世帯が対象となっております。

36ページをご覧ください。

第3号になりますけども、これは、2割軽減の部分でございます。同じように、今度は2割軽減の場合は、所得金額が33万円に、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯が対象となっております。

それから、この改正、いろいろ軽減額の改正ありますけれども、基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額については、均等割・平等割それぞれ税率を下げておりますので、軽減額も前年と比べて下がっております。介護納付金課税額につきましては、均等割・平等割額のそれぞれの税率を引き上げましたので、軽減額のほうも前年と比べては上がっております。

次の37ページから45ページにかけましては、基礎課税分・後期高齢者支援金等課税分・介護納付金課税分について、それぞれの算定基礎を掲載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（水元 正満君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） ないようであります。

---

○議長（水元 正満君） それでは、以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。よって、本日はこれにて散会いたします。

お疲れでございました。

午前10時01分散会

---